

令和5年10月10日

【照会先】

労働基準局 総務課

課長 黒澤 朗

過労死等防止対策企画官 野田 直生

室長補佐 恩田 基弘

(代表電話) 03(5253)1111 (内線 5586)

(直通電話) 03(3595)3103

労働基準局 監督課

課長 竹野 佑喜

過重労働特別対策室長 岡田 直樹

中央労働基準監察官 安田 幸次

(代表電話) 03(5253)1111 (内線 5541)

(直通電話) 03(3502)5308

報道関係者 各位

11月は「過労死等防止啓発月間」です

～過労死等防止対策推進シンポジウムや過重労働解消キャンペーンなどを実施～

厚生労働省では、11月を「過労死等防止啓発月間」と定め、過労死等をなくすためにシンポジウムやキャンペーンなどの取組を行います。この月間は「過労死等防止対策推進法」に基づくもので、過労死等を防止することの重要性について国民の自覚を促し、关心と理解を深めるため、毎年11月に実施しています。

月間中は、国民への周知・啓発を目的に、各都道府県において「過労死等防止対策推進シンポジウム」を行うほか、「過重労働解消キャンペーン」として、長時間労働のは正や賃金不払残業などの解消に向けた重点的な監督指導やセミナーの開催、一般の方からの労働に関する相談を無料で受け付ける「過重労働解消相談ダイヤル」などを行います。

- 「過労死等」とは…
- ①業務における過重な負荷による脳血管疾患・心臓疾患を原因とする死亡
 - ②業務における強い心理的負荷による精神障害を原因とする自殺による死亡
 - ③死亡には至らないが、これらの脳血管疾患、心臓疾患、精神障害

【取組概要】

1 国民への周知・啓発

- ・「過労死等防止対策推進シンポジウム」の実施
47都道府県 48会場（東京は2会場）でシンポジウムを開催します（無料でどなたでも参加できます。）。また、講演や過労死遺族の体験談の動画配信も行います。
[参加申込方法] 事前に下記ホームページからお申し込みください。
<https://www.p-unique.co.jp/karoushiboushisympo/>
- ・ポスターの掲示などによる国民に向けた周知・啓発の実施
国民一人ひとりが自身にも関わることとして、過労死等とその防止に対する关心と理解を深められるよう、ポスターの掲示やパンフレット・リーフレットの配布、インターネット広告など多様な媒体を活用した周知・啓発を行います。

2 過重労働解消キャンペーン（詳細は別紙や下記の特設ページを参照ください）

過労死等につながる過重労働などへの対応として、長時間労働のは正や賃金不払残業などの解消に向けた重点的な監督指導や、全国一斉の無料電話相談などを行います。

[過重労働解消キャンペーン特設ページ]

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/roudoukijun/campaign_00004.html

■ 「過重労働解消キャンペーン」概要

1 労使の主体的な取組を促します

過重労働解消キャンペーンの実施に先立ち、使用者団体や労働組合に対し、厚生労働大臣名による協力要請を行います。

2 労働局長によるベストプラクティス企業との意見交換を実施します

都道府県労働局長が管内企業の経営トップとの意見交換により、長時間労働削減に向けた積極的な取組事例を収集・紹介します。

3 重点監督を実施します

長時間労働が行われていると考えられる事業場等に対して重点的な監督指導を実施します。

4 過重労働相談受付集中期間を設定します

11月1日（水）から11月7日（火）を過重労働相談受付集中期間とし、都道府県労働局及び労働基準監督署において、過重労働に係る相談と労働基準関係法令違反が疑われる事業場の情報を積極的に受け付けます。また、労働条件相談ほっとラインでも、平日17:00～22:00、土日祝日9:00～21:00に相談をお受けします。

※11月4日（土）、5日（日）は、労働条件相談ほっとラインのみの受付となります。

5 特別労働相談を実施します

11月3日（金・祝日）に下記相談窓口にて電話による特別労働相談を実施します。

（1）過重労働解消相談ダイヤル

[電話番号] 0120(794)713(フリーダイヤル なくしましょう 長い残業)

令和5年11月3日（金・祝日）9:00～17:00

※労働基準監督官が相談に対応します。

（2）労働条件相談ほっとライン【委託事業】

[電話番号] 0120(811)610(フリーダイヤル はい！労働)

令和5年11月3日（金・祝日）9:00～21:00

6 過重労働解消のためのセミナーを開催します

企業における自主的な過重労働防止対策を推進することを目的として、10月～1月に、オンライン又は会場開催により、「過重労働解消のためのセミナー」（委託事業）を実施します。（無料でどなたでも参加できます。）

[専用ホームページ] <https://kajyu-kaisyou-zenkiren.com/>

毎年11月は「過労死等防止啓発月間」です

過重労働による健障害を防止するために



「過労死等防止対策推進法」では、11月を「過労死等防止啓発月間」としています。このため、厚生労働省では、その一環として「過重労働解消キャンペーン」を11月に実施し、長時間労働の削減等の過重労働解消に向け、集中的な周知啓発等に取り組むこととしています。



『長時間労働が健康に』
と題された文章で、過労死等防止法の改正点を説明する。右側には「(右の図は、「少時間労働」、「標準労働」、「長時間労働」の基礎知識)」とある。

働き方・休み方改善ポータルサイト

確かめよう労働条件サイト <https://www.check-rooudou.mhlw.go.jp/>

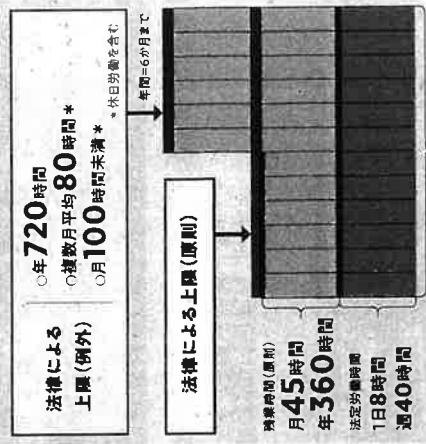
働き方・休み方改善ポータルサイト

企業の皆様に、自社の社員の働き方・休み方の見直しや改善に役立つ情報を持つお問い合わせルールや、労働管理の改善に役立つ情報などを掲載している労働条件に関する総合サイトです。時間外・休日労働、年次有給休暇、労働者の健康管理など、併せてチェックしてみてください。



① 時間外・休日労働時間を削減しましょう。

時間外労働の上限



◆労働基準法で定められている時間外労働の上限規制(→右枠参照)は必ず守ってください。

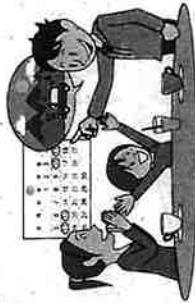
◆時間外労働は本来、臨時的な場合にのみ行われるものです。時間外・休日労働を行わせる場合の労使協定(36協定)の締結に当たっては、その内容が指針^(※1)に適合したものとなるようにしてください。
◆労働時間を適正に把握^(※2)してください。



② 年次有給休暇の取得を促進しましょう。

◆年次有給休暇を確実に取得させるため、年5日については、時季を定めて労働者に与えなければなりません。

◆年次有給休暇の計画的付与制度の活用や休暇を取得しやすい職場環境の整備に取り組みましょう。



③ 労働時間等の設定を改善しましょう。

◆勤務時間シフト制度^(※3)をはじめとした

労働時間等の設定の改善に努めましょう。

◆具体的な措置の内容は、労働時間等見直しがガイドラインを確認しましょう。

④ 労働者の健康管理に係る措置を徹底しましょう。

◆健康管理体制(産業医、衛生管理者、衛生推進者等の選任、衛生委員会等の設置等)を整え、健康診断を実施し、必要な事後措置を講じてください。

◆時間外・休日労働時間が1月当たり80時間を超え、かつ、疲労の蓄積が認められる労働者が申出した場合は、医師による面接指導を実施してください。

◆指針^(※4)に基づき職場でメンタルヘルス対策にも取り組んでください。
※1 当初基準令第36条第一項の規定に定めるが労働時間の延長及び休日の当番について基準令へも準用する旨の規定(平成30年厚生労働省告示33号)
※2 労働時間が正確に記入されない場合のための計算式(ドライバーの算出方法)(平成29年厚生労働省告示33号)
※3 年次有給休暇が正しく記入されない場合の原因(ノットマークの算出方法)(平成29年厚生労働省告示33号)
※4 労働者の心の健康の保ち得度のための指針(平成30年厚生労働省告示33号)

この機会に
一度

「自身の労働時間を 見つめ直してみましょう。」



厚生労働省では、過重労働解消キャンペーン期間中、
次の取組を実施します

労使の主体的な取組を促します

使用者団体や労働組合に対し、長時間労働削減に向けた取組に関する
周知啓発等について、協力要請を行います。

労働局長によるベストプラクティス企業との意見交換を実施します

都道府県労働局長が皆内企業の経営トップとの意見交換により、長時間労働削減に向けた
具体的な取組事例を収集、紹介します。

過重労働が行われている事業場などへの重点監督を実施します

長時間労働が疑われる事業場等に対して、重点的に監督指導を行います。

相談無料

労働相談を実施します

11月3日(金・祝)を特別労働相談受付日として「過重労働解消相談ダイヤル」(無料)を全国一斉に実施し、
過重労働をはじめ労働条件全般にわたり、都道府県労働局の担当官が相談に応じます。
※詳しくはQRコードを読み取ってください。

令和5年11月3日(金・祝) 9時～17時 **0120-794-713**

11月1日・2日・3日・6日・7日を過重労働相談受付集中期間とし、都道府県労働局・労働基準監督署のほか、
「労働条件相談ほっとライン」で相談をお受けしています。

相談窓口の詳細 <https://www.check-toudou.mhlw.go.jp/soudan/>

過重労働解消のためのセミナーを開催します

事業主や人事労務担当などを対象として、10月から1月を中心、
「過重労働解消のためのセミナー」「委託事業」を開催します(無料でどなたでも参加できます)。
*詳細は専用ホームページをご覧ください。

専用ホームページ <https://kaiyu-kaisyou-zenkiren.com/>

「過労死等防止対策推進シンポジウム」を開催します

11月は「しわ寄せ」防止キャンペーン期間です
「過労死等防止対策推進シンポジウム」を実施します!

参加費無料



「過労死等防止対策推進シンポジウム」を実施します

過労死をゼロにし、健康で充実して働き続けることのできる社会の実現に向け、
過労死等などの防止について考えるシンポジウムを、11月の過労死等防止啓発月間を中心開催します。

*全国47都道府県で全48回開催(無料でどなたでも参加できます)。詳細は専用ホームページをご覧ください。

専用ホームページ <https://www.p-unique.co.jp/karoushiboushisympo/>

11月は「しわ寄せ」防止キャンペーン期間です

大企業・製造業者による長時間労働の削減等の取組が、下請等中小事業者の「しわ寄せ」を
生じさせないよう、適切なコスト負担を伴わない短納期契約や危険な仕様変更などはやめましょう。

<https://work-holiday.mhlw.go.jp/shiwayoseboushi/>

11月1日～7日は、過重労働相談受付集中期間です

都道府県労働局・労働基準監督署のほか、「労働条件相談ほっとライン」にご相談ください。
0120-811-610

月～金 17:00～22:00
土日・祝日 9:00～21:00

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisaku/seisaku.html>

厚生労働省 都道府県労働局 労働基準監督署